

伯耆町男女共同参画推進計画

平成24年3月

鳥取県伯耆町

目 次

基本構想

計画策定の基本方針	1
基本構想策定の背景	3

基本計画

基本理念と基本方針及び施策

【基本理念 1 社会における制度又は慣行の見直しと意識改革】 …	5
基本方針 1 男女の共同参画推進に向けた意識改革	5
【基本理念 2 政策等の立案及び決定への共同参画】	7
基本方針 1 政策・方針決定過程への参画の推進	7
【基本理念 3 家庭並びに社会生活における活動等への共同参画】	7
基本方針 1 地域社会における男女共同参画の推進	7
2 家庭生活における男女共同参画の推進	8
3 男女が共に働くための環境整備	9
4 農林業・商工業などの就業と経営の参画	9
5 子育て支援施策の整備	10
【基本理念 4 安心・安全で生涯いきいき暮らせる社会づくり】 …	10
基本方針 1 生涯を通じた健康づくりの推進	10
2 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備…	11
3 女性、子どもに対するあらゆる暴力の根絶	12
4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする 教育・学習の充実	12
5 国際理解の推進	12

伯耆町男女共同参画推進計画後期計画体系図	14
----------------------------	----

基 本 構 想

計画策定の基本方針

1. 計画策定の趣旨

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第1項及び伯耆町男女共同参画推進条例第8条第1項の規定に基づいて策定するものです。

少子高齢化、高度情報化、国際化の進展等、地域をとりまく環境は大きく変化してきており、男女共同参画社会（※1）の実現が、21世紀の最重要課題とされています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく慣行は依然として存在しており、男女が共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会となるには数多くの課題が残されているのが現状です。

目指すべき男女共同参画社会は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女ともに自立した個人として個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されること、男女ともに多様な生き方が選択でき、かつその生き方が尊重され、自己決定権が確立されることが、実現されなくてはなりません。

この計画は、男女の性別による違いと出産を担う女性の役割を認めながら、男性・女性ともに、個人の個性や能力を認め合って、家庭や職場や地域で協力し援助し合い、喜びと責任をわかち合って生きていくことにより、一人ひとりがキラキラと輝ける町「とも・いき☆キラキラ伯耆町～男女の人権の尊重～」の実現を目指し、町民、企業、地域の各団体、行政等が一体となって取り組み、推進するための基本方針を定めたものです。

※1) 男女共同参画社会：男女がよきパートナーとして互いに尊重し合いながら、喜びも責任も分かち合い、共に人間らしくいきいきと活躍できる社会。

2. 計画の期間

この計画は、国の「男女共同参画社会基本計画」、県の「鳥取県男女共同参画基本計画」、町の「伯耆町総合計画」との整合性を図りながら策定します。

基本構想は、平成18（2006）年度から平成27（2015）年度までの10年間、基本計画は、平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までの5年間とします。社会状況の変化に応じ、適宜、見直しを行います。

3. 基本理念

男女共同参画社会基本法及び伯耆町男女共同参画推進条例にのっとり次のような事項を基本理念として進めます。

(1) 社会における制度又は慣行の見直しと意識改革

性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう意識改革に努めること。

(2) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、町の施策や事業所等の活動における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(3) 家庭並びに社会生活における活動等への共同参画

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動について対等に参画することができるようにすること。

(4) 安心安全で生涯いきいき暮せる社会づくり

「性と生殖に関する健康と権利」の視点から特に女性の生涯を通じた健康の支援が必要であり、また、男女平等に多様なライフスタイルを認め合い、多様な選択が可能になる教育・学習の充実など、男女共同参画の視点から、安全で安心して暮せるまち、生涯を通じていきいきと暮せるまちであること。

基本構想策定の背景

1. 世界の動き

国際連合（以後＝国連とする）は昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、それに続く「国連婦人の10年」を契機に、「平等・開発・平和」を目標に掲げ、女性の地位向上を目指した活発な活動が各国で展開されるようになりました。

昭和54（1979）年には、国連で「女子差別撤廃条約」が採択され、「国連婦人の10年」の最終年である昭和60（1985）年には、ナイロビで開催された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されたことにより、あらためて男女平等に向けた実効性のある行動が必要であるという決意が示され、批准各国の取り組みの指針とされました。

その後、平成7（1995）年には、「第4回世界女性会議」が北京で開催され、女性のエンパワーメント（※2）の取り組みの強化や、各分野でのパートナーシップの確立などを盛り込んだ行動綱領と、実施に向けた行動への決意として「北京宣言」が採択されました。

そして、平成12（2000）年には、「北京行動綱領」採択5年後の実施状況の評価・検討、更なる取り組みの確認のため世界女性会議がアメリカのニューヨークで行われ、平成17（2005）年には、「北京行動綱領」採択10年後の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議することを目的に閣僚級会合として、国連「北京+10」世界閣僚級会合がアメリカのニューヨークで行われました。

※2）エンパワーメント：自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

2. 国内の動き

日本国内においても、国際的な流れに対応して、女性問題解決に向けたさまざまな取り組みがなされてきました。

昭和50（1975）年には、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52（1977）年には、「国内行動計画」として、むしろ10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、女性問題の本格的な取り組みを始めました。

その結果、昭和60（1985）年には、「女子差別撤廃条約」を批准し、これを契機に、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定など、特に法制度面の整備が進められました。

平成6（1994）年には、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする男女共同参画推進本部が発足し、総理府に「男女共同参画室」が設置されました。

また、平成8（1996）年には、内閣総理大臣の諮問機関である男女共同参

画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申され、それに基づいて同「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

21世紀の重要課題である、男女共同参画社会の実現を確実に促進するための「男女共同参画社会基本法」が、平成12（2000）年に制定されて、基本理念と重要目標が示されました。

特に、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組がなされてきました。

平成17年に「男女共同参画基本計画」の見直しが行われ、新たに「科学技術」「防災・災害復興」「地域おこし・まちづくり・観光」「環境」等の分野への男女共同参画が取り上げられ、これまで以上に男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組みが実施されました。平成22年には、新たな課題への対応や実効性の高い計画になるよう、これまでの取り組みの点検・評価を行ったうえで、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

3. 鳥取県・伯耆町の動き

平成3（1991）年には、「第2次鳥取県女性基本計画（とっとり女性プラン）」により女性の地位向上に向けての施策が推進され、平成8（1996）年には、21世紀を展望した女性施策推進の基本計画として「第3次鳥取県女性基本計画」が策定されました。

そして、平成13（2001）年には、男女共同参画社会をめざして「鳥取県男女共同参画推進条例」が制定されました。この計画期間が終了した平成19年には、引き続き5年間を計画期間とする「鳥取県男女共同参画基本計画」が策定され、家庭や地域での男女共同参画の取り組みが深まるよう、見直されました。

伯耆町は平成17年1月、岸本町、溝口町が合併して新町として誕生し、平成18年3月に男女共同参画条例を制定、同年4月から施行されるとともに、平成17年6月伯耆町男女共同参画推進計画策定委員会を設置して、旧町においても策定されていた男女共同参画基本計画を元に、平成17年12月町民意識調査を行い、家庭、地域、職場における男女の人権の尊重、社会の慣行の見直しを中心に、国の「男女共同参画基本計画」、鳥取県の「鳥取県男女共同参画基本計画」の趣旨に沿った伯耆町男女共同参画推進計画を策定しました。計画は、今後10年間を期間とする基本構想と構想を実現するための今後の5年間を期間とする基本計画で構成され、これに基づき、活動や事業に取り組んできたところです。

基 本 計 画

基本理念と基本方針及び施策

基本理念 1 社会における制度又は慣行の見直しと意識改革

基本方針 1 男女共同参画推進に向けた意識改革

個人が日常的に関わりあう家庭、学校、職場、地域などにおける男女共同参画は、男女共同参画という言葉は分かっているても実行が伴わない、或いは具体的な行動に結びつく視点が確立されていないなど、未だ十分に理解されているとは言えない状況にあります。

性別による役割分担意識によって、一律に性別によって役割を定めることは、自由な生き方の選択をはばみ、個性を発揮する場を奪うとともに、育児や介護に対して協働、参加する機会を奪い、一部の人に負担、責任を押し付けることとなります。

また、家庭でのしつけや教育、生活習慣等が子どもの持つ男女平等観や性別による役割分担意識に強く影響することを認識し、家庭内での男女共同参画の意識づくりを進める必要もあります。

市町村は、住民の方と直接的に関わりあう行政組織であり、個人レベルでの意識改革を行い、男女共同参画社会を築いていくうえで、重要な役割を担うことになるため、効果的な広報・啓発活動を行います。

特に、男性や若い世代に対する理解促進に向けた広報・啓発活動を強化します。

(家庭)

家庭は、個人の尊厳と男女平等の理念のもとで、家族の構成員一人ひとりが性別に関係なく、人間らしく生きる場として尊重されるべきです。

現在、女性の社会や職場進出が進み、共働きの家庭が増えてきましたが、多くの家庭で「家事・育児・介護等は女性の仕事」、「責任ある仕事、決定は男性」という役割意識が存在しており、女性にとって職場と家庭の両立は難しい状況です。

このような性別による役割分担意識によって、一律に性別によって役割を定めることは、自由な生き方の選択をはばみ、個性を発揮する場を奪うとともに、育児や介護に対して協働、参加する機会を奪い、一部の人に負担、責任を押し付けることとなります。

また、家庭でのしつけや教育、生活習慣等が子どもの持つ男女平等観や性別による役割分担意識に強く影響することを認識し、家庭内での男女共同参画の意識改革を進める必要もあります。

(学校)

学校教育においては、鳥取県意識調査結果によると平等感が高い結果が出ていますが、個人の能力を性別にとらわれることなく発揮できる将来を選択するための男女平等意識を自然に身につけ、性別にとらわれずに、それぞれの個性と能力

を十分に発揮していくための教育が必要です。

また、若年層の望まない妊娠の増加など、児童生徒の発達段階を踏まえて、自分自身を大切にし、相手の心身の健康について思いやりを持つことが重要です。

家庭、地域が、今後とも学校と連携をとり男女平等の意識改革を進めます。

(職場)

男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度など、仕事と家庭の両立を可能とする制度の条件整備は進みましたが、企業内では依然として制度の活用がなされていなかったり、せつかくの制度が利用しにくいという現状があります。

今後、このような状況を変えていくためには、町内企業も参加する人権教育・啓発推進協議会、国、県関係機関や各種団体と連携しつつ、制度の説明や理解を深めるための啓発や関係法規などの周知を徹底するとともに、男性が家事に関わるための休暇取得の理解や、働きたい女性への研修や支援策など、職場内での男女共同参画の意識改革を進めることが必要です。

(地域)

地域社会においても、様々な制度・慣行の中に「家制度」を中心とする男女の固定的な役割分担意識が根強く存在します。例として、祭・各種行事・式典・集落の集会など地域の政策決定の場は男性が中心であり、女性はそれらの補佐的な役目をしています。また、授業参観・PTA・保護者会などの参加者のほとんどが女性であるのに対して、組織の代表者や重要な役職の多くは男性というのが実情です。

今後このような状況を変えていくためには、地域社会における男女の固定的役割分担を解消し、参加していなかった分野への参加の促進や意識啓発による男女共同参画の意識改革が必要です。

『施策』

(家庭)

- ジェンダー（※3）に対する正しい理解を促す啓発活動
- 講演会等の開催
- 家庭教育講座の開催
- CATV 等を活用した啓発活動

(学校)

- 学校における男女平等教育の推進
- 保護者活動への男性の積極的参画及び女性役員の就任

(職場・地域)

- 法令・制度等周知及び職場研修の支援
- 男女共同参画出前講座の実施
- 女性の地域活動への参加促進

(その他)

- 町が行う健康づくり・子育て支援など様々な事業が男女共同参画に関係していることを周知

- ※3) ジェンダー：生物学上の性差に対し、文化的・社会的につくられた性差のこと。一般的な「男らしさ」、「女らしさ」は、時代や社会、文化などによって異なるものであり、生活、職業、学習など面において価値判断を強制し、自分らしさや個性、能力の発揮を阻害するような考え方や片方の性に特定の役割が集中する原因となるものをいう。

基本理念2 政策等の立案及び決定への共同参画

基本方針1 政策・方針決定過程への参画の推進

私たちの生活している地域は、男性・女性、子ども、青年、壮年、高齢者と性別、年齢層の異なるさまざまな人から成り立っています。従って、家庭・地域・職場などあらゆる分野に、構成している男女、世代の考え方や意見が反映されることが必要です。

しかし、政策・方針などの意思決定の場には、固定的な性別役割分担と結びついた「女の領域」「男の領域」が存在し、依然として女性の社会への参画をはばんでいる現状があります。そして、これらの制度や慣行を男女共同参画の視点に立って見直し、個人が生き方を自由に選択できるようにすることが必要とされています。

そのために、男女が対等な構成員の待遇を受け行動できるように、男性を中心として組み立てられているあらゆる政策・方針決定過程の体制を見直す必要があります。

そのため、行政の分野で、女性の意見が反映されるよう審議会や委員会への女性の参画を進めるとともに、町内の各種団体においても、女性の参画が進むよう啓発活動を行います。

一方で、女性自身にも政策決定過程に参画することに積極的な人は少なく、意識改革が必要であり、人材の発掘・育成をあわせて推進していく必要があります。

『施策』

- 町の審議会などの男女の構成比率の改善（目標登用率…40%）
- あらゆる年齢層の視点に立った審議会構成の改善
- 審議会等に参画できる人材の発掘・育成
- 町内各種団体への政策・方針決定過程への女性参画の必要性の啓発

基本理念3 家庭並びに社会生活における活動等への共同参画

基本方針1 地域社会における男女共同参画の推進

地域では環境・福祉・教育・まちづくり、文化活動・地域の安全や活性化など、生活に密接に関わりのある活動が、さまざまに行われています。こうした活動には、地域に暮らす男女が共にに関わり、意思決定の場に参画し、成果と責任を分かち合っていくことが望まれます。しかし、実際の地域活動は女性の参加が多いにもかかわらず、男性が組織の中心を担っており共同参画がなされていない状況

です。

男女がさまざまな地域活動に関わっていくためには、固定的な性別役割分担意識の改善はもちろんのこと、女性を中心としたリーダー育成、地域等における政策・方針決定への女性参画や意識改革のための啓発が必要です。

また、鳥取県西部地震の体験を活かし、防災面への女性の参加や、防災意識の高揚、地域リーダーや NPO・ボランティア団体などの組織育成、地域活動拠点の機能強化に努め、男女ともに参画する協働のまちづくりを目指します。

『施策』

- 住民参画の促進・ネットワークの設立
- 家庭・地域・学校等の連携による社会全体で支える福祉・子育て・安全対策
- リーダー育成のための学習機会の充実
- 地域活動や防災面への女性参画の推進

基本方針 2 家庭生活における男女共同参画の推進

働く女性が増えて女性の自立が進み、男性も家事に関わるべきだと思える人が増えてきましたが、固定的な性別役割分担により家事労働の大部分は女性が担っている現実があります。

少子化が進む中で、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての社会的責任を果たすことのできる社会づくりが期待されています。子育ては、性別にかかわらず、親の重要な役割ですが、実際には子育てへの父親の参加は少ないのが現状です。父親と母親が協力して、子どもの健やかな発育・発達と自立を助けていくという子育ての役割と責任、そして喜びを男女が分かちあっていくことが重要です。

また、高齢化社会が進む中、介護を要する高齢者の数は増加しており、介護を家族だけで担うのではなく、介護保険制度の利用など多くの人がかかわっていく必要があります。

女性のみならず、男性も仕事と家庭を両立するためには、家庭生活における男女共同参画を進める必要があります。そのためには、女性の負担を軽減するための支援、男性が家事や子育て・介護等へ参画しやすい環境づくりや社会的支援の充実とともに、男女で家庭責任を共有していく意識を育てる必要があります。

『施策』

- 家庭生活における性別役割分担の見直しの場の提供
- 家事・子育て・介護等における女性の負担軽減と男性の生活・自立のための支援
- 教育活動への男性の参加及び女性リーダーの育成
- 安心して子育てができる環境や制度の充実
- 保育ニーズに応じた保育サービスの充実と環境整備
- 母子・父子支援の充実
- 各種健康診査での相談機能の充実

- 妊娠・出産等に関する健康支援
- 特別支援学級の充実と学校におけるバリアフリー化の推進

基本方針3 男女が共に働くための環境整備

就業は、生活の経済基盤であり、自己実現にもつながるものです。男女共同参画においては、女性が職場で個人の能力を発揮し、生涯を通じて充実した職場生活を送れる環境づくりが大きな課題となっています。女性が「個」としての主体性を確保しながら自らの人生を設計し、対等なパートナーとして男性と共に参画していくことのできる社会の実現が求められています。

しかし、男女雇用機会均等法等の改正を含め、働く女性を取り巻く法制度の整備は進んで来ましたが、男女の就業状況の格差は依然として残っています。例えば、昇任・昇進、賃金・昇給等に男女の格差感があります。さらに女性の就労形態にはパートタイム労働等の不安定なものが多いなどが挙げられます。

経済的な自立や自己実現を求めて就労を希望する女性が、男性と平等に機会を得ることができるよう、関連法などに関する情報提供や就職を支援する学習機会の提供、女性の能力開発や向上のための支援などの取り組みを進めます。

『施策』

- 企業などに対する男女共同参画の啓発
- 就業支援や女性の出産、育児終了後の再就職（再チャレンジ）支援のための情報提供
- 就業に関する法令・制度、能力開発や男性育児休業などの支援制度などの周知・啓発

基本方針4 農林業・商工業などの就業と経営の参画

農林業や商工業等の自営業においては、女性が、農林業の生産・商工業務に重要な役割を果たしており、経営に積極的に参加しているにもかかわらず、固定的な役割分担・慣習、また、家族経営であるため、労働に対する適正な評価がされにくいのが現状です。また、経営方針決定課程への参画もあまり進んでいません。

本町の主要産業である農業においては、「第6次産業化」（※4）が進んでゆくことが想定されますが、農産物の加工、販売等の起業活動などで、女性が多く活躍している現状からも、今後の農業の振興には、女性が対等のパートナーとして参画することが不可欠です。

この認識に立ち、女性が「個」としての主体性を確保しながら自らの人生を設計し、男女が真に対等なパートナーとして協力し合い、互いにいきいきと暮すことができるよう、多様な考えや能力が生かせる条件整備を進めます。

『施策』

- 農林業・商工業者などに対する男女共同参画の啓発
- 家族経営協定（※５）の普及
- 営農グループ・起業家を中心とした研修会の開催、起業等の支援

※４）第６次産業化：一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

※５）家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

基本方針５ 子育て支援施策の整備

急速な少子化と核家族化、女性の社会進出により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、学校の放課後や休日を子どもたちだけで過ごす家庭が増加している現状があるなど、保育サービスや学童保育への要望が拡大し、子育てに悩む親の増大や児童虐待などの課題が山積しています。

男女共に、結婚や子育てに対して、経済的負担の増加や行動の自由が制限されるというマイナスのイメージを持つ人が増えてきて、晩婚化、少子化の原因となっています。しかし、結婚や子育ては、仕事・その他の活動分野での自己実現と矛盾せず、むしろ自己実現にとって貴重な体験となること、子どもを産みたい人が安心して子どもを産み育てることができるよう、多くの人が育児に関わっていくことで、子どもと子育てにやさしい社会づくりを進めていく必要があります。

そのために、子育ては女性の役割という固定的な役割分担意識を見直し、安心して出産できる環境整備、乳児期の保健指導、子育て支援のための各種相談、保育ニーズに応じたサービスの充実、子ども自身が伸び伸び育つよう子育て支援体制の推進、職場や地域など社会全体の協力をもとめる意識啓発が大切です。

『施策』

- 子育てのための環境整備
- 保育ニーズに応じた保育サービスの充実と環境整備
- 子育て支援体制の推進
- 母子・父子支援の充実
- 各種健康診査での相談機能の充実
- 妊娠・出産等に関する健康支援

基本理念４ 安心・安全で生涯いきいき暮らせる社会づくり

基本方針１ 生涯を通じた健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、どのような生き方を選択したかにかかわらず、男女

が身体的性差を十分に理解し合い、誰もが生涯を通じて人権を尊重され、健康で安心して暮らせることは、男女共同参画社会形成に当たっての前提と言えます。

生涯を通じて健康の保持増進のためには、健康状態に応じて適切に自己管理・改善を行うことができるようにすることが必要です。そのためには、健康教育・相談体制の充実、食育の推進、運動習慣の確立、健康診査・指導等推進していく必要があります。

また、男女の性差、子ども・成人・高齢者など年齢の違いなどを踏まえた、的確な取り組みが求められています。

『施策』

- 健康教育・健康相談・食育の充実
- 健診・指導等の充実
- スポーツ振興・運動教室の充実
- 健康・健康被害に関する知識の普及・啓発
- 自主的健康づくりの推進
- 医療費助成制度の充実

基本方針 2 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備

高齢社会を年齢や性別に関係なく豊かで活力ある参画社会にするためには、健康の管理・保持増進の取り組みや医療・介護・福祉の充実とともに、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、年齢のみに基づく固定的な見方を排除し、他の世代と共に、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要があります。

また、障がいのある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、障がいのある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指した取組が必要です。

そのためには、誰もが、住み慣れた地域で安心・安定した暮らしが実現できるように在宅福祉サービスの充実につとめることが重要です。また、社会参加や趣味などの生き甲斐の充実も豊かな生活の重要な要素として取り組みの充実を図ります。

『施策』

- 生きがい対策、福祉・健康等サービスの充実
- 地域福祉の充実
- 社会参加の促進
- ユニバーサルデザイン（※6）の推進
- シルバー人材センターの支援
- 相談体制の充実

※6）ユニバーサルデザイン：年齢や能力に関わりなく、全ての生活者に対して適合するデザイン。

基本方針3 女性、子どもに対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

近年、ドメスティック・バイオレンス（※7）で象徴される女性に対する暴力の認識はかなり高くなってきましたが、身体的暴力だけでなく、心理的な暴力、経済的な拘束なども含まれることや、セクシャル・ハラスメント（※8）の理解を深めるなどの啓発活動が必要です。

また、女性だけでなく子どもの虐待などが増加し、保育所、福祉関係機関、県、NPO 団体などの関係機関等と連携した、すばやい対応による保護、自立支援が求められています。

『施策』

- 被害者保護支援や相談体制などの充実
- 女性や子どもに対する暴力の予防のための啓発
 - ※7）ドメスティック・バイオレンス：DV。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力という意味で使われることが多い。ただし、内閣府では、「配偶者からの暴力という言葉を使っている。
 - ※8）セクシャル・ハラスメント：対象となった女性の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ人権を侵害するだけでなく、能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為。

基本方針4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野で連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。

そのため、学校教育や社会教育においては、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するよう、人権教育の推進や意識啓発などに取り組みます。

『施策』

- 学校における人権教育の支援
- 住民を対象にした人権学習の充実
- 講演会・研修会の開催や参加の呼びかけ
- CATV、広報等による啓発

基本方針5 国際理解の推進

男女共同参画は世界的規模で進められている取り組みです。世界の問題は私たちの問題とつながっているということを認識し、世界の動き、人々の考え方や価値観

値観など国際的な視点でものを考え理解を深めていくことが大切です。

本町でも国際結婚や外国人労働者雇用などにより多くの外国人が生活しています。お互いの言葉、文化、歴史、伝統を学習し理解しあうことで、国によるジェンダーの違いを理解し、改めて日本における固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、誰もが住みやすい男女共同参画のまちづくりを目指します。

『施策』

- 外国語表記看板等の推進
- ALT 等による外国語教育・学習の推進
- 国際性豊かな人づくりに向けた取組みの検討
- 役場窓口における外国人相談窓口の設置を検討

伯耆町男女共同参画計画体系図（後期計画）

